

2015年度（第100回）日本アマチュアゴルフ選手権【予選競技】

競技規定

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

■東日本予選

期 日： 6月24日（水） 【予備日6月25日（木）】
場 所： カレドニアン・ゴルフクラブ
〒289-1756 千葉県山武郡横芝光町長倉 1658 TEL.0479-82-6161

■西日本予選

期 日： 7月1日（水） 【予備日7月2日（木）】
場 所： 鳴尾ゴルフ倶楽部
〒666-0155 兵庫県川西市西畦野字金ヶ谷 1-4 TEL.072-794-1011

1. ゴルフ規則： 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定： 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件： 18ホール・ストロークプレー
4. 通過者： 本選競技への通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により通過者を決定する。両ブロックから本選への通過者数は合計で10名とし、各ブロックの通過者数は競技開始までに発表する。
5. クラブと球の規格： (1) 適合ドライバーヘッドリスト（規則付I(c)1a）を適用する。
(2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を摘要する。
(3) 公認球リスト（規則付I(c)1b）を適用する。
6. ゴルフシューズ： 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。（22項C参照）
7. 移動： 『規則付I(c)8移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
8. キャディー： 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付I(c)2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
9. 競技終了時点： 競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格： (1) 申込み時点で有効の JGA/USGA ハンディキャップインデックスが8.4 までの男子アマチュア。
(2) JGA 特別承認者
※1： 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
 - ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき
※2： 両ブロックへの重複参加は認めない。両ブロックへの参加があった場合、成績の如何を問わず本選競技への進出は認めない。
※3： 各地区連盟が主催する地区アマチュア選手権と本競技の重複参加は認める。
※4： (1)の「申込み時点で有効の JGA/USGA ハンディキャップインデックス」に「トレンドハンディキャップ（JGA ハンディキャップ規定 P11 用語の定義参照）」は含まれない。
したがって申込者は、申込締切月の1日までに発行された JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持している必要がある。
※5： (2)の JGA 特別承認者については、競技委員会の判断により JGA/USGA ハンディキャップイ

ンデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。

11. 定 員 : 両ブロック共に 120 名とする。
12. ブ ロ ッ ク : 希望を取り、**原則先着順**(不備の場合は不備が解消された時点でエントリー完了とみなす) で決定する。両ブロックへの重複参加は認めない (10 項※2 参照)
13. 参加申込と
締切日 : 5 月 8 日以降、JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp/>) 内に表示されるページにて案内される方法から参加申込みを行うこと。
下記の通り会場ごとに参加申込み締切日を設ける。会場ごとに定員に達した場合は期日前であっても参加申込みを締め切ることがある。
東日本ブロック : 6/10 (水)
西日本ブロック : 6/17 (水)
14. 参 加 料 : 10,800 円 (消費税含む)
注 1: 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)
注 2: 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料 (銀行振込手数料等) は申込者の負担とする。
注 3: 本選への通過者は本選のエントリー時に 15,200 円 (消費税含む) を支払うこと。(本選競技規定を参照)
15. 個人情報に関する
同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2015 年度 (第 100 回) 日本アマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2015 年度 (第 100 回) 日本アマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(公財) 日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。
(1) 第 100 回日本アマチュアゴルフ選手権 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査。
(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する
同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは (公財) 日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかるプレーヤーの肖像権 (収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を (公財) 日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 指 定 練 習 日 : 東日本ブロック : 6 月 15 日 (月)、16 日 (火)、18 日 (木)、19 日 (金) とし、うち一人 2 日間までとする。(会員並み扱い)
西日本ブロック : 6 月 30 日 (火) (会員並み扱い)
18. 記 念 品 : ネームプレート
19. 注 意 事 項 : A: アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp/>) や (公財) 日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則 (付)アマチュア資格規則 2014』、参加申込書に付属する『プロテストや QT を受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。
B: 申込受付状況に関する情報は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp/>) や JGA 携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。
JGA 携帯サイトは右に記載の QR コードからもアクセスできます。
C: 6 項で規制されるシューズ以外でも、グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。
D: 本選競技の競技規定は別途定められるので、予選通過者は本選競技の競技規定を確認のこと。



プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項

2001年12月31日以前に研修生として活動されていた方や、プロテスト、プロインストラクターテスト、QTなどを受験した経歴のある方は下記を読み、自身がアマチュアであるかどうかを確認したうえでお申込み下さい。

2001年12月31日以前にプロフェッショナルゴルファーになるための次の最終段階の競技やテストに参加したことがあるプレーヤーは当時の規則2-2の解釈により、アマチュア資格を喪失しています。

- ① 日本プロゴルフ協会の「資格認定最終プロテスト」
- ② 日本プロゴルフ協会インストラクター制度の「準B級講習会」や「指導員助手講習会」(~2000)
- ③ 日本プロゴルフ協会ティーチングプロ制度(2002~)の「C級講習会」
- ④ 日本女子プロゴルフ協会の「プロテスト(最終テスト)」
- ⑤ 日本女子プロゴルフ協会のインストラクター制度の「指導員助手講習会」
- ⑥ 日本女子プロゴルフ協会の「ファイナルクオリファイニングトーナメント」
- ⑦ 日本ゴルフツアー機構の「ファイナルクオリファイニングトーナメント」
- ⑧ 日本プロゴルフ協会シニアツアーにおける「最終予選」

2002年1月1日以後の解釈は次のとおりです。なお2012年規則から旧規則2-2の解釈は規則2-1で示されています。

アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動をしたり、自らをプロフェッショナルゴルファーと名乗ったりしてはならない。この規則を適用する場合、プロフェッショナルゴルファーとは次の人をいう。

- 自分の職業としてゲームをプレーする人
 - プロフェッショナルゴルファーとして働く人
 - プロフェッショナルとしてゴルフ競技に参加する人
 - プロフェッショナルゴルフ協会(PGA)の会員資格を持つ人
 - プロフェッショナルゴルファーにだけ限定したプロフェッショナルツアーの会員資格を持つ人
- 《以下省略》

2002年1月1日以後は上記に該当せず、また他のアマチュア資格に抵触していなければプロテストやQTに参加してもアマチュア資格は喪失しません。

注：プロフェッショナルテスト、QTなどで賞金が設定されている競技に参加する場合は、賞金を受け取る権利を放棄してからプレーしなければなりません。

以上
2012年2月